

# 令和3年度地域おこし人材確保・連携強化事業委託業務概要書

## 1 事業の目的

本事業は、高知県の地域おこし活動が将来にわたって維持され、発展していくため、首都圏において、その活動の担い手となり得る地域おこし協力隊等の確保を図るとともに、新たな地域おこし人材を掘り起こし、情報交換やネットワークづくりを行うことで、地域を越えた連携を創出、強化することを目的とする。

## 2 業務概要

業務期間：契約日～令和4年3月31日

(1) 高知家地域おこし人交流セミナー（以下、「セミナー」という。）の企画、立案及び運営  
ア. 概要

- ・ 開催月日（予定）：令和3年12月12日（日）
- ・ 会場（予定）：東京交通会館12階ダイヤモンドホール内一角  
（東京都千代田区有楽町2丁目10-11）
- ・ 開催時間（予定）：11:00～17:00（設営準備・撤去に要する時間を含まない）
- ・ 開催内容：イを参照

イ. 内容

- ・ 会場の借り上げ及び設営に関する経費は、受託者が負担すること
  - ・ 参加する市町村数は、25市町村程度を想定しているが、高知暮らしフェアと同時開催するため、双方の事務局と連携した運営に努めること。また、同フェアと相乗効果が見込める内容とすること
  - ・ セミナーでは、参加者と参加市町村の地域おこし協力隊等が交流できる場やイベント等の企画を設けること
  - ・ 参加市町村の地域おこし協力隊等の活動の事例紹介を行うこと
  - ・ 県から研修等の支援策を紹介する時間を設けること
  - ・ 総合相談ブースを設置し、参加者の誘導や案内を行うこと
  - ・ 企画や活動の事例紹介は、参加市町村における地域おこし協力隊の募集ミッション※を強調した内容とすること
  - ・ 新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた形態とすること
  - ・ セミナーへの参加者募集については、若者を中心とした地域おこしに関心があるコミュニティ及び参加市町村における地域おこし協力隊の募集ミッションに関心があるコミュニティに情報発信するなど、効果的な告知を行うこと。なお、周知内容、期間及び方法については委託者と受託書が協議のうえ、決定する。
  - ・ 参加者に対するアンケートを実施し、参加市町村と情報共有を行うこと
  - ・ セミナーをきっかけに参加者と市町村等がつながりを作り、継続したつながりを維持することができるよう働きかけること
- ※ 各市町村における地域おこし協力隊の募集ミッション（想定）  
農林漁業の担い手、伝統工芸産業の担い手、スポーツ・観光振興 等

(2) 地域おこし協力隊の情報発信サイト「高知家でまちゆうき」の運用

ア. 概要

高知県が所有する地域おこし協力隊の情報発信サイト「高知家でまちゆうき」を年間を通じて運用し、サイト内におけるセミナーの告知（周知に十分な余裕を持つこと）や、県や市町村と連携して、県内の地域おこし協力隊の募集状況、地域おこし活動に関する各地域の取り組みの紹介などを行い、地域おこし人材の掘り起こしにかかる広報・情報発信を行う。

[サイトアドレス] <https://kochi-machiyuki.jp/>

#### イ. 内容

- ・ 受託者は、委託者、市町村等関係自治体、協力隊、協力隊OB・OGが主体的に情報発信を行える情報発信サイト「高知家でまちゆうき」を運用し、より効果的な情報発信を行えるようコンテンツ等を見直す場合には、別途委託者と協議のうえ、決定すること。
- ・ 情報発信サイト「高知家でまちゆうき」では主に以下のコンテンツを発信する。
  - a セミナーの内容
  - b 各市町村における協力隊の募集情報
  - c 協力隊員及び協力隊員受け入れ地域の住民へのインタビュー記事
  - d 協力隊OB・OGへのインタビュー記事
  - e 協力隊の募集に関連するイベント情報
  - f 上記に掲げるほか、情報発信が必要と委託者が判断したもの

### 3 成果品の提出

#### (1) 提出する成果品

- ア セミナー開催後14日以内に、アンケート結果をまとめた報告書（CD等のメディアに収録した電子データ1部、印刷物1部）を提出すること。
- イ セミナー開催後30日以内に、セミナー業務の実績をまとめた実績報告書（CD等のメディアに収録した電子データ1部、印刷物1部）を提出すること。
- ウ 令和4年3月31日までに、2（2）の業務の実績をまとめた実績報告書（CD等のメディアに収録した電子データ1部、印刷物1部）を提出すること。

#### (2) 提出先

高知県 中山間振興・交通部 中山間地域対策課  
(高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号)

### 4 その他の留意事項

- (1) ネットワーク環境の整備、インターネットを用いた情報交換等の場の構築に当たっては、適切なセキュリティを確保できる仕組みを作ること。
- (2) 当該業務に関する個人情報の取り扱いについては、高知県個人情報保護条例に従うこと。
- (3) Webサイト等当該事業の成果物の著作権は引渡しの日をもって県に帰属するものとする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。
- (5) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。
- (6) 本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができる。